第二十五条の十の十第七項中「第三十七条の十三の二第十項」を「第三十七条の十三の三第十項」に改める。

第二十五条の十の十一第四項第一号中「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に改める。

第二十五条の十一の二第八項第二号中「又は第三十七条の十三の二第四項」を「、第三十七条の十三の二第一項又は第三十七条の十三の三第四項」に改める。

第二十五条の十二第一項第一号中「次条において「」を「第二十五条の十二の三において「」に、「払込みをいう。以下この条及び次条」を「払込みをいう。以下第二十五条の十二の三まで」に、「取得をいう。以下この条及び次条」を「取得をいう。以下第二十五条の十二の三において同じ。）が」を「第二十五条の十二の三において同じ。）が」に改め、同条第七項中「をした」の下に「控除対象特定株式（」を加え、「の取得」を「をいい、次項に規定する特例控除対象特定株式を除く。以下この項において同じ。）の取得」に、「同項の」を「同条第一項の」に、「第二十五条の十二の三第四項」を「第二十五条の十二の四第四項」に、「なるその」を「なる当該適用年に」に、「受けた同項に規定する」を「受けた」に、「適用年の」を「当該適用年の」に改め、「受けた金額」の下に「として財務省令で定める金額」を加え、同条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「同項第一号に定める特定株式にあつては平成十五年四月一日（同項第二号イに掲げる特定株式にあつては平成十六年四月一日とし、同号ロに掲げる特定株式にあつては令和二年四月一日とし、同項第三号に定める特定株式にあつては平成二十六年四月一日とする。）以後に払込みにより取得をした」を「次の各号に掲げる特定株式の区分に応じ当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一　法第三十七条の十三第一項第一号に定める特定株式　平成十五年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

イ　ロに掲げる特定株式以外の特定株式　次に掲げる特定株式の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ロ　特例適用控除対象特定株式　令和五年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの（前項の規定により通知を受けた特例株式会社の特例適用控除対象特定株式に限る。次号ロ及び第三号ロにおいて同じ。）

二　法第三十七条の十三第一項第二号イに掲げる特定株式　次に掲げる特定株式の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　ロに掲げる特定株式以外の特定株式　平成十六年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

ロ　特例適用控除対象特定株式　令和五年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

三　法第三十七条の十三第一項第二号ロに掲げる特定株式　次に掲げる特定株式の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ　ロに掲げる特定株式以外の特定株式　令和二年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

ロ　特例適用控除対象特定株式　令和五年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

四　法第三十七条の十三第一項第三号に定める特定株式　平成二十六年四月一日以後に払込みにより取得をしたもの

第二十五条の十二第八項を同条第十項とし、同条第七項の次に次の二項を加える。

8　法第三十七条の十三第一項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、その年中に取得をした同項に規定する控除対象特定株式（同項第一号又は第二号に掲げる株式会社でその設立の日以後の期間が五年未満の株式会社であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの（次項及び第十項第一号ロにおいて「特例株式会社」という。）の特定株式に係るものに限る。以下この項において「特例控除対象特定株式」という。）の取得に要した金額の合計額につき同条第一項の規定の適用を受けた場合において、当該適用を受けた金額として財務省令で定める金額（以下この項及び次項において「適用年」という。）の翌年以後の各年分における所得税法第四十八条の規定並びに所得税法施行令第二編第一章第四節第三款及び第百六十七条の七第四項から第七項までの規定並びに第二十五条の十二の四第四項の規定の適用については、これらの規定により当該各年分の必要経費又は取得費に算入すべき金額の計算の基礎となる当該適用年に法第三十七条の十三第一項の規定の適用を受けた特例控除対象特定株式（以下この条において「特例適用控除対象特定株式」という。）に係る同一銘柄株式一株当たりの同令第百五条第一項の規定により算出した取得価額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とし、当該同一銘柄株式一株当たりの同令第百十八条第一項の規定により算出した必要経費に算入する金額及び取得費に算入する金額は、当該控除に準じて計算した金額とする。

一　当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式一株当たりの当該適用年の十二月三十一日における所得税法施行令第百五条第一項の規定により算出した取得価額

二　当該特例適用控除対象特定株式に係る適用年の次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を当該適用年の十二月三十一日において有する当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式の数で除して計算した金額

イ　当該適用年において当該特例適用控除対象特定株式以外の特例適用控除対象特定株式（ロにおいて「他の特例適用控除対象特定株式」という。）がない場合　適用額から二十億円を控除した残額

ロ　当該適用年において他の特例適用控除対象特定株式がある場合　適用額から二十億円を控除した残額に、当該特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額（第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。ロにおいて同じ。）と当該他の特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額との合計額のうちに占める当該特例適用控除対象特定株式の取得に要した金額の割合を乗じて計算した金額

9　前項の規定の適用がある場合において、特例適用控除対象特定株式の取得をした同項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者は、当該特例適用控除対象特定株式に係る同一銘柄株式を同項の適用年の翌年以後最初に譲渡又は贈与をする時までに、同項の規定の適用がある旨その他の財務省令で定める事項を当該特例適用控除対象特定株式に係る特例株式会社（当該特例株式会社があつた株式会社を含む。次項第一号ロにおいて同じ。）に通知しなければならない。

第二十五条の十二の三第一項、第二項及び第四項中「第三十七条の十三の三第一項」を「第三十七条の十三の四第一項」に改め、同条を第二十五条の十二の四とする。

第二十五条の十二の二第一項中「第三十七条の十三の二第一項」を「第三十七条の十三の三第一項」に改め、同条第二項中「第三十七条の十三の二第一項に」を「第三十七条の十三の三第一項に」に改め、同項第一号中「第三十七条の十三の二第一項各号」を「第三十七条の十三の三第一項各号」に改め、同条第三項中「第三十七条の十三の二第一項第二号」を「第三十七条の十三の三第一項第二号」に改め、同条第四項及び第五項中「第三十七条の十三の二第一項」を「第三十七条の十三の三第一項」に改め、同条第六項中「第三十七条の十三の二第四項」を「第三十七条の十三の三第四項」に改め、同項第一号中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同項第二号中「の規定」を「又は第三十七条の十三の二第一項の規定」に改め、同条第七項中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改め、同条第八項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第九項中「第三十七条の十三の二第八項に規定する特定株式」を「第三十七条の十三の三第八項に規定する特定株式」に改め、同項第一号中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同項第三号中「第三十七条の十三の二第一項」を「第三十七条の十三の三第一項」に改め、同条第十項中「第三十七条の十三の二第八項」を「第三十七条の十三の三第八項」に改め、同条第十二項から第十四項までの規定中「第三十七条の十三の二第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に、「第三十七条の十